

只木ゼミ後期第3問

Xは、令和元年9月15日、Aから純度の高い覚せい剤100gを闇相場500万円で買い受ける契約をし、同月17日、Aの口座に契約金として50万円を振り込んだ。さらに同月25日、Xは、Aから「例のブーツが用意できた。残余金450万円と交換だ。」との連絡を受け、残余金450万円が入っているように装い、2個の鞆のうち1個には現金200万円を入れ、他の1個には古雑誌15冊を入れたものをAに渡し、残余金の支払いを受けるものと誤信させ、同人から覚せい剤100gの支払いを受けた。

しかし、取引の直後、AはXから渡された片方の鞆の中身が古雑誌であることに気づき、「騙したな。」と叫んで追いかけてきたため、Xは、Aから逃れるため、手拳でAの顔面を殴打し、その結果、Aは転倒し、地面に後頭部を打ち付け、気絶した。

なお、実際にAが交付した覚せい剤は、純度の低い粗悪品であって、その相場は150万円であり、Aはそのことを認識していた。

XとAの罪責を検討せよ。